

第 1 次答申案における動物愛護管理法省令事項素案からの主な変更点とその理由

No.	該当箇所	変更点	理由
1	答申案（P 1） 1.（3）	（素案） 様式第 1 及び様式第 4 の改正 （答申案） 様式第 1、様式第 4 <u>及び様式第 7 の改正</u>	再度精査した結果、様式第 7（変更届出書）においても、欠格要件に該当しない旨の添付書類に係る規定が確認できたため。
2	答申案（P 7） 3.（2） 第 1 犬及び猫の 引取り 5	（素案） 改正なし （答申案）「所有者がいる可能性があることに十分留意して対応することとし」を追記	パブリックコメントの意見を踏まえ、規定することとした。
3	答申案（P 8） 3.（2） 第 5 死体の処理	（素案） 改正なし （答申案）「化製その他の経済的利用に供しようとする者へ払い下げる場合は、この限りでない」を削除するほか、文言の整理を行う。	当該記載内容の趣旨について誤解が生じないように、文言の適正化を図ることとした。
4	答申案（P 8） 3.（2） 第 6 報告	（素案）「犬若しくは猫の引取り又は負傷動物の収容及び処分の状況、 <u>収容中の死亡数</u> 」 （答申案）「犬若しくは猫の引取り又は負傷動物の収容、 <u>これらの処分及び収容中の死亡の状況</u> 」	再度精査した結果、犬猫の引取り数、負傷動物の収容数、及びそれぞれの処分数・収容中の死亡数を報告させることの趣旨が明確になるよう、文言の整理を行った。
5	答申案（P 11） 4. 第十条の十	（素案） 改正なし （答申案）「第二種動物取扱業が取り扱う動物に関する帳の備付け等」に係る規定を追加	再度精査した結果、法第二十四条の四の準用規定を受けて、第二種動物取扱業の帳簿の備付け等についても規定する必要が確認できたため。
6	答申案（P 15） 5.（2） 第十条第三項	（素案） 第十条第三項第一号から第三号までを削る （答申案） 研修内容について規定することとした。	パブリックコメントの意見を踏まえ、研修内容について規定することとした。
7	答申案（P 18） 7.（2）	（素案） 様式第 14 及び様式第 18 の改正 （答申案） 様式第 14、様式第 18 <u>及び様式第 19 の改正</u>	再度精査した結果、様式第 19（変更届出書）においても改正法により手当が必要であることが確認されたため。

